

第2回川崎区区民会議「地域を育むまちづくり部会」次第

日時：平成26年7月23日（水）午後6時30分
場所：川崎区役所7階 第1会議室

1 開会

2 議題

(1) 第1回専門部会の審議内容の確認と区民会議で取り組みたい課題の絞込みについて
(資料1)

(2) 審議スケジュールについて (資料2)

3 その他

【配布資料】

- 資料1：第1回専門部会の審議内容の確認と区民会議で取り組みたい課題の絞込みについて
- 資料2：審議スケジュールについて
- 別紙1：第5期川崎区区民会議委員名簿
- 別紙2：座席表
- 参考資料1：平成26年度地域課題対応事業一覧
- 参考資料2：川崎区危機管理地域協議会の部会構成・開催経過等について、川崎区危機管理地域協議会設置要綱
- 参考資料3：川崎市が発行している防災関連パンフレット、冊子、資料等の状況
- 参考資料4：第1回専門部会議事録
- 参考資料5：川崎市子ども夢パーク10年間のあゆみ
- 参考資料6：子ども夢パーク設置条例
- 参考資料7：富士見周辺地区整備各事業の取組状況 平成26年度
- 参考資料8：川崎区内の代表的な公園内設備調査結果、用水井戸、川崎市地震被害想定調査

だい かいせんもんぶかい しんぎないよう かくにん くみんかいぎ とりく かだい しほりこ
第1回専門部会の審議内容の確認と区民会議で取組みたい課題の絞り込みについて

ぜんかい ぶかい い か しんぎかだい こうほ ていあん さんこう ほんじつ しんぎ
 前回の部会では、以下のような審議課題の候補が提案されました。これらを参考に、本日は、審議

かだい しほりこ くみんかいぎ とりく かだい かいけつさく けんどう
 課題の絞り込みと、区民会議で取組みたい課題の解決策を検討します。

ちいき はぐく ぶかい
《地域を育むまちづくり部会》

ちいきかだい ぶんや 地域課題の分野	ぜんかい ていあん しんぎかだい こうほ 前回、提案された審議課題の候補	くみんかいぎ とりくみたい かだい 区民会議で取組みたい課題、 解決に向けたアイデア
1. こそだ 子育て、まちの かんきょうせいび 環境整備	a. ふじみこうえん ゆめぱーく せいび 富士見公園に夢パークの整備 b. ふじみこうえん かんきょうせいび 富士見公園の環境整備 c. つうがくろ ぐりーんべるとか 通学路のグリーンベルト化 d. せいしょうねん けんぜんいくせい 青少年の健全育成	①
2. ぼうさい 防災	a. く ちょうないかい きょうどう そしき 区と町内会の協働による組織づくり b. さいがい お いちにちす 災害が起きたときに一日過ごすための しんぶる まっぷ シンプルなマップ c. げりらごううじ などにおける まんほーる ゲリラ豪雨時などにおけるマンホールの あんぜんたいさく 安全対策	② ③
3. きょういく しょうがい 教育・生涯 がくしゅう 学習	a. む さんげんりょうどなり ふっかつ 向こう三軒両隣の復活 b. がっこう あ きょうしつ かつよう せだいかんこうりゅう 学校の空き教室を活用した世代間交流	
4. こうつうあんぜん 交通安全	a. じてんしゃ まな こうじょう とりくみ 自転車マナー向上の取組	

く ぶかい
《だれもがいきいき暮らす部会》

ちいきかだい ぶんや 地域課題の分野	ぜんかい ていあん しんぎかだい こうほ 前回、提案された審議課題の候補
1. こうれいしゃ しょうがいしゃ 高齢者・障害者・ がいこくじん しみん 外国人市民という してん ぼうさい 視点からの防災・ ぼうはん ぼうか 防犯・防火	a. さいがいじょうえんごしやせいど がいこくじん じょうほうじやくしゃ ふく 災害時要援護者制度（外国人などの情報弱者も含めた） b. ふりこめさぎ みまも かつどう 振りこめさぎ、見守り活動 c. ちょうないかい かつせいか 町内会の活性化
2. せだいかんこうりゅう なか 世代間交流の中での こそだ 子育て	a. せだいかんこうりゅう がいこくじん こそだ ぐるーぶどうし こうりゅう 世代間交流、外国人、子育てグループ同士の交流 b. こうれいしゃ むかしあそ こうりゅう 高齢者による昔遊びで交流 c. こうえん かんきょうこうじょう 公園の環境向上
3. がいこくじんしみん く 外国人市民が暮らし やすいまちづくり	a. がいこくじんしみん とりくみ 外国人市民への取組

しんぎ すけじゅーる
審議スケジュールについて

しりょう
資料2

ねんど 年度	へいせい ねんど 平成26年度												
	がつ 4月	がつ 5月	がつ 6月	がつ 7月	がつ 8月	がつ 9月	がつ 10月	がつ 11月	がつ 12月	がつ 1月	がつ 2月	がつ 3月	
ぜんたいかいぎ よてい 全体会議(予定)	だい かい 第1回						だい かい 第2回				だい かい 第3回		だい かい 第4回
くみん かいぎ 区民会議フォーラム											○		
せんもんぶかい よてい 専門部会(予定)			だい かい 第1回	だい かい 第2回		だい かい 第3回		だい かい 第4回	だい かい 第5回				
ちようさしんぎ れい 調査審議(例)	しんぎかだい せんてい 審議課題の選定			しりょう じようほう しゅうしゅう かんけいきかん ひありんぐ しざつ かだい ぶんせき 資料・情報の収集、関係機関へのヒアリング、視察、課題の分析									
	かだいかいけつさく しゅほう けんとう 課題解決策、手法の検討 ※												
	ちゅうかんほうこくあん と 中間報告(案)の取りまとめ												
	※1年間で結論・成果が出せる課題は中間報告までにまとめる。 その後、平成27年度1年間で結論が出せそうな課題を部会毎に追加することも可。												
らん メモ欄													

ねんど 年度	へいせい ねんど 平成27年度											
	がつ 4月	がつ 5月	がつ 6月	がつ 7月	がつ 8月	がつ 9月	がつ 10月	がつ 11月	がつ 12月	がつ 1月	がつ 2月	がつ 3月
ぜんたいかいぎ よてい 全体会議(予定)		だい かい 第1回					だい かい 第2回		だい かい 第3回			だい かい 第4回
くみん かいぎ 区民会議フォーラム								○				
せんもんぶかい よてい 専門部会(予定)	だい かい 第1回			だい かい 第2回		だい かい 第3回		だい かい 第4回	だい かい 第5回	だい かい 第6回		
ちようさしんぎ れい 調査審議(例)	かだいかいけつさく しゅほう けんとう 課題解決策、手法の検討											
	さいしゅうほうこくあん と 最終報告(案)の取りまとめ											
らん メモ欄	※平成26年度の審議状況に応じて、適宜、スケジュールを変更することも可。											

第5期川崎区区民会議委員名簿

別紙1

任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

No.	氏名	分野	推薦団体	部会※	
				地域	いき
1	あかま やすお 赤間 靖夫	だんたいすいせん ちいきそしき 団体推薦【(7)地域組織・まちづくり】	かわさきく 川崎区まちづくりクラブ	○	
2	あらい かずなり 新井 一成	こうぼ 公募	—	○	
3	あらい ときこ 新井 トキ子	だんたいすいせん ぼうさいちいきこうつう 団体推薦【(1)防災・地域交通】	かわさきく あんぜん あんしん 川崎区安全・安心まちづくり推進協議会		○
4	あらまき ゆうこ 荒巻 裕子	くちょうせんニン こ かんけい 区長選任（子ども関係）	—		○
5	いしわた かつろう 石渡 勝朗	だんたいすいせん ふくし けんこう 団体推薦【(2)福祉・健康】	かわさきく ほごしかい 川崎区保護司会		○
6	いわせ きぬよ 岩瀬 絹代	こうぼ 公募	—	○	
7	かないわ いきお 金岩 勇夫	だんたいすいせん ぶんか かんこう 団体推薦【(6)文化・観光】	かわさき ねきし 川崎区歴史ガイド協会	○	
8	ちねん じょあんな 知念 ジョアンナ	くちょうせんニン がいこむしんみん 区長選任（外国人市民）	—		○
9	つかはら はるみ 塚原 晴美	だんたいすいせん こそだ きょういく 団体推薦【(3)子育て・教育】	かわさきく きょうぎかい 川崎区PTA協議会	○	
10	てらお ういち 寺尾 宇一	だんたいすいせん ちいきとくせい 団体推薦【(8)地域特性】	かわさきしょうこうかいぎしよ 川崎商工会議所	○	
11	とむら まさふさ 戸村 正房	だんたいすいせん さんぎょう 団体推薦【(5)産業・まちの活力】	かわさき たうんまねーじめんとかかん 川崎区タウンマネージメント機関	○	
12	なかむら きみこ 中村 紀美子	だんたいすいせん ぶんか かんこう 団体推薦【(6)文化・観光】	かわさきく ぶんか きょうかい 川崎区文化協会		○
13	のせ はるみ 埜瀬 晴美	こうぼ 公募	—	○	
14	ばく ちゃんほ 朴 昌浩	こうぼ 公募	—		○
15	はた としお 畑 敏雄	だんたいすいせん ふくし けんこう 団体推薦【(2)福祉・健康】	かわさき かわさきく しやかいふくし きょうぎかい 川崎市川崎区社会福祉協議会		○
16	はら ちよこ 原 千代子	くちょうせんニン た ぶんかきょうせい こ かんけい 区長選任（多文化共生、子ども関係）	—		○
17	はらだ あゆむ 原田 歩	だんたいすいせん しぜん せいかつかんきょう 団体推薦【(4)自然・生活環境】	かわさき しみんけんこう もりかいふう もり 川崎区市民健康の森海風の森をMAZUつくる会	○	
18	ふかせ きんのすけ 深瀬 欣之助	だんたいすいせん ちいきそしき 団体推薦【(7)地域組織・まちづくり】	かわさきく れんごうちょうないかい 川崎区連合町内会	○	
19	もりわき たくろう 森脇 卓郎	くちょうせんニン こうれいしやかんけい 区長選任（高齢者関係）	—		○
20	やまだ よし たか 山田 義孝	だんたいすいせん こそだ きょういく 団体推薦【(3)子育て・教育】	かわさきく みるせい いいん じどう いいん きょうぎかい 川崎区民生委員児童委員協議会		○

※「地域」：地域を育むまちづくり部会、「いき」：だれもがいきいき暮らす部会

ちいき はぐく ぶかい ざせき ひょう
地域を育むまちづくり部会 座席表

べっし
別紙2

とむらぶかいちよう
戸村部会長

ふかせいいん
深瀬委員

はらだいいん
原田委員

のせいいん
埜瀬委員

てらおしいんちよう
寺尾委員長

あかまいいん
赤間委員

あらい かずなり いいん
新井一成委員

いわせいいん
岩瀬委員

かないわいいん
金岩委員

つかはらいいん
塚原委員

ながぬまきかくかちよう
長沼企画課長

きたざわふくくちよう
北沢副区長

じむきく
事務局

じむきく
事務局



平成26年度地域課題対応事業一覧

◎は新規事業 ○は拡充事業		地域課題対応事業費計 66,856千円 (区独自53,973千円、局区連携7,883千円、新たな課題即応5,000千円)	
I 安全・安心まちづくり事業費			10,638千円
○	1 自転車マナーアップ事業費	自転車の交通ルールの遵守とマナーの実践を呼びかける「川崎市交通安全子ども自転車大会」を開催する。また、「スクエアドストレート」方式(スタントマンが交通事故を実演)による交通安全教室を開催する。	1,264千円
	2 安全・安心まちづくり推進事業費	「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を中心に、区民、事業者、関係団体、行政が連携して防犯・防火・交通安全の総合的対策を推進する。毎月1・10日の「こども安全の日」制定に伴う子ども見守り活動や青色回転灯装着車による地域パトロールのほか、地域住民や事業者、警察や消防及びその関係団体と協力して各種キャンペーン等を通じて啓発活動を実施する。	1,225千円
	3 川崎区新入学児童「交通安全絵のコンクール」事業費	地域の新入学児童を対象に交通事故から守るため、「交通安全は家庭から」をスローガンとした、交通安全の絵を募集して「交通安全絵のコンクール」を開催する。応募した作品の選考会を開催し、優秀作品を選考して表彰式を開催し、作品は地域内で展示・掲示等を行う。また、今年度は市制90周年イベントとあわせて行う。	757千円
	4 地域防災活動支援事業費(局区連携事業)	臨海部を抱える川崎区では津波による浸水被害が広範囲で想定されるため、大地震が起き津波警報が発表されたとの想定で、自宅から避難所への経路の確認、避難所施設内部の確認などの津波避難訓練を実施する。また、外国人市民人口が市内最多の川崎区において、外国人を対象とした地域防災力の強化を図るため、防災訓練を実施する。多言語チラシによる広報、初期消火及び煙体験等の体験型訓練及び通訳を介した防災に関する講座の実施により、災害発生時における混乱防止を図る。	663千円
	5 川崎区危機管理対策事業費(局区連携事業)	区内の各避難所に非常食や簡易ベッドなどの備品類を配備する。	1,805千円
○	6 川崎区危機管理対策事業費	市の地域防災計画の改訂等にあわせ、区の地域防災計画の見直しを行うとともに、職員を対象にした訓練や研修を実施、区役所職員の災害対応力を高める取り組みを行う。また、庁舎内の安全対策の改善を行うとともに備品の整備や、区民、事業者、行政の連携を強化するため「川崎区危機管理地域協議会」を開催し、地域防災力のさらなる向上を図る。	4,924千円
II 地域福祉・健康づくり事業費			3,555千円
	1 すこやか子どもの歯支援事業費	子どもの虫歯を防ぐため、地域子育て支援センター、かわさき区子育てフェスタ、川崎市民まつりなどでフッ化物の正しい応用方法について講習する。また、歯科衛生の指導者を育成するための研修会を開催する。保育園において、歯科衛生教育の効果についてアンケートを実施し検証を行う。	1,001千円
	2 介護予防支援事業費	高齢者が安心して健やかに暮らしていける環境づくり推進のため、目指すべき理想の地域をパートナーである区民と共有し、地域づくりに取り組めるよう体制整備を行うため、ボランティアの養成講座を実施する。	398千円
	3 地域の縁側活動推進事業費	「地域の縁側」づくりを推進する地域の縁側活動団体を区民に周知するため、イベントの実施やそれに伴う市バスへの広報等を行う。また、新規団体の立ち上げの支援を継続して行う。	960千円
	4 障害者の地域での暮らし応援事業費	精神障害者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、区内の関係機関が情報交換を行いネットワークを強化するため、精神障害者が集う地域交流会を開催する。	49千円
◎	5 地域の保健福祉情報発信事業費	区は転入世帯や高齢者世帯が多く、地域の身近な保健、福祉、医療などの情報を必要としている人に、必要な情報を迅速かつ的確に届けるため、地域ポータルサイト「まいぶれ川崎」内にホームページを開設する。また、インターネットを利用しない市民向けには、市の広報掲示板、市バス車内に福祉情報を掲載したポスターを掲示する。	1,147千円

Ⅲ 総合的な子ども支援事業費			8,813千円
1	かわさき区子育てフェスタ事業費	子育てしやすい地域づくりを目的として「かわさき区子育てフェスタ」を開催し、子育て中の家庭が、音楽等のイベントに参加したり、市民グループ等と交流を図れるようにする。	440千円
2	川崎区子育てグループ支援事業費	各地区で活動している子育てグループに親子体操を指導する講師や心理職講師を派遣し、活動の活性化を図るとともに、子育て力のスキルアップにつなげていく。	265千円
3	子ども総合支援ネットワーク環境整備事業費	「川崎区子ども総合支援ネットワーク会議」全体会議を開催し、関係機関・団体の課題の共有、解決策の検討などを行う。また、「川崎区子ども総合支援計画」の4つのキーワードから各課題別部会を設け、きめ細かい支援を検討する。 生活習慣が変わる小学校への入学時期に合わせた保護者向けに、年長児が円滑な小学校生活を迎えられるように、正しい生活習慣付けを促す啓発ちらしを作成・配布する。	1,051千円
4	通訳及び翻訳バンク事業費	日本語を母語としない子どもや保護者に対する支援のため、子ども支援関係機関などで通訳や翻訳の必要が生じた場合、地域の人材を活用して通訳や翻訳をする。	625千円
5	男性の育児参加促進事業費	男性が子育てに参加しやすいイベントを開催することで、男女がともに担う子育てや男性による育児への参加を促進する。また、保育園を活用し、子育ての悩みを軽減するための講座を実施し、子ども・子育て関係機関の資質向上及び課題の共有化を図ることで、地域及び関係機関の連携を強化し、子育て中の親子に支援を行う。	554千円
6	発達に課題のある未就学児への支援事業費	「集団になじめない」「こだわりが強い」など、発達に課題がある子の保護者を対象とした講座「子どもの力を育てるために」を開催し、子どもの心と発達について理解を深めるよう支援するとともに、孤立を予防する。	244千円
7	川崎区思春期問題対策事業費 (局区連携事業)	不登校、ひきこもりなどの思春期における課題解決に向け、発達障害、経済的問題、家庭的問題などを抱える子どもと保護者が、安心して利用できる居場所を提供し、社会参加する力を育てる。	3,062千円
8	川崎区子ども情報発信事業費	子育てに悩みを抱えている保護者又は、悩みを抱えた子供自身に向け、相談機関などの子育て支援情報を提供する「子ども総合情報紙」(かわさきくの子ども)を発行し、区内の学校、保育園、子育て関係機関などで配布する。情報誌、ホームページなどにより区内の子育て情報を提供し、子育て支援を推進する。	1,458千円
◎ 9	保育所等を活用した子育て支援事業費	公立保育園の機能を活用し、区の課題事業など0歳児から就学前の児童とその親子を対象に、子ども・子育て支援事業の推進をする。	1,114千円

Ⅳ 環境まちづくり事業費			3,368千円
1	川崎区エコプロジェクト事業費	CCかわさきの柱の一つである多様な主体の協働によるCO2削減の取組の推進のため、地域緑化、区民の環境問題に関する意識向上のための啓発活動を区民と協働で実施する。	1,596千円
2	区の花・区の木推進事業費	区制40周年を記念し制定した「区の花」、「区の木」について、区民への周知及び浸透を図るとともに、区のイメージアップ、地域緑化の推進、環境意識の向上に活用を図る。	1,772千円

V 地域資源活用事業費			20,328千円	
1	地域・生涯スポーツ振興事業費	川崎区の特徴を生かした生涯スポーツを推進し、地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、市民まつり内でアサヒビールシルバースター選手によるアメリカンフットボールの実演、体験教室等及びバフフルかわさき区民綱引き大会を区民、企業の参加により実施する。 また、市体育館でのカローリングの教室(月1回程度)や用具の貸与を行うとともに、PR用ビデオを作成しカローリングの普及に努める。	2,118千円	
2	地域資源を活かしたまちづくり事業費	地域住民及び団体との協働により、東海道かわさき宿交流館を中心に東海道川崎宿の歴史及び文化資源を活かした事業を実施し、地域資源の情報発信及び回遊性の向上を図る。	5,471千円	
3	かわさき産業ミュージアム推進事業費	産業遺産やものづくりを担う企業などを魅力ある地域資源と位置づけ、地域に散在する「産業遺産」「産業文化財」をネットワーク化して区全体をミュージアムに見立てた「かわさき産業ミュージアム」構想を推進する。	1,910千円	
4	「音楽のまち・かわさき」推進事業費	区民や地域住民に気軽に音楽を楽しんでもらうため、「かわさき区ビオラコンサート」を実施し、区のイメージアップを図るとともに、うるおいのある豊かな地域社会の実現を目指し、「音楽のまち・かわさき」を推進する。	3,455千円	
5	企業市民交流事業費	「インタラクティブかわさきネットワーク」の活動を推進し、地域活性化のため企業市民と生活市民の意見交流や情報提供、企業の社会貢献活動の普及を図るため、臨海部地区に焦点をあてたバスツアーや企業と地域団体との交流を目的としたワークショップを実施する。また、川崎区の宝物を題材にしたペーパークラフトを作成する。	3,422千円	
○	6	広報・広聴事業費	戦略的広報・広聴の一環として、区役所情報の入手ルートが 높은タウン紙等に区政情報を掲載し、広報の充実を図る。また、外国人市民が行政情報、地域情報等を得る機会を増やすことを目的に、携帯電話メールを活用してメールマガジンを配信する。	2,061千円
	7	川崎区役所庁舎内飾花事業費	区役所来庁者に潤いと安らぎを提供することを目的に、区役所1階ホールに生け花を飾る。	195千円
◎	8	川崎市制90周年記念事業費	市制90周年を記念し、川崎市発祥の地である川崎区自らが、この節目を区民の方々への地域への愛着や区の魅力の再発見等を行う機会と捉え、記念イベント等を行う。	1,696千円

VI 地域コミュニティ活性化推進事業費			9,031千円	
1	まちづくり推進事業費	「川崎区まちづくりクラブ」への支援を通して、地域住民の合意形成のためのワークショップ、先進事例の調査研究、先進都市の視察等、区民による自発的な地域活動を推進する。	4,609千円	
2	市民活動支援事業費	区内3か所にある市民活動コーナーの機能の充実を図る。また、市民活動団体向け研修会や利用者会議を開催し、活動を支援する。	1,069千円	
3	ウェルカム川崎区事業費	区内の地図に地域の生活情報などを掲載した「川崎区マップ(カラーバリアフリー対応)」を作成し、区内へ転入する区民や観光案内所などで配布する。	650千円	
4	町内会・自治会活動支援事業費(局区連携事業)	町内会・自治会が地域住民へ情報の発信等に活用している掲示板の補修整備を促進し、地域コミュニティの活性化を図るため、補修費について補助金を交付する。	2,353千円	
◎	5	川崎区つくろうよコンサート事業費	地域の活性化のための世代間交流を図る為、誰もが気軽に参加できるコンサートを開催する。また、シニア世代の知識等をコンサートの運営に活かしてもらう。	350千円

VII 区役所サービス向上事業費			1,247千円
1	区民サービス向上事業費	区役所窓口のサービス向上を目指し、区役所内の組織横断的なプロジェクトである区役所サービス向上委員会を中心に、接遇研修の実施、窓口環境の整備などに取り組む。	1,247千円

VIII 区の新たな課題即応事業費			5,000千円	
◎	1	区の新たな課題即応事業費	新たな課題に区長の権限で適切・迅速に対応し、課題解決に向けた取り組みを推進する。	5,000千円

IX その他経費			4,876千円
1	いきいきかわさき区提案事業費	区民会議審議テーマなどの地域課題に関係した募集テーマを設置し、市民団体から事業提案を募集する。提案を受けた事業は審査を行い、実施を決定した事業について提案団体に実施を委託し、協働で課題解決に取り組む。	2,991千円
2	区民会議対応事業費	第4期川崎区区民会議のテーマ「外国人市民も住みやすいまちづくり」で提言を受けた、日本語が話せない外国人市民が来所した時の各窓口業務について、6カ国語で案内が出来る冊子を作成する。	1,885千円

川崎区危機管理地域協議会の部会構成・開催経過等について

川崎区危機管理地域協議会とは…区民、事業者、行政の連携を強め、防災・減災に関する情報共有、課題の協議・検討を行うことで地域防災力を高めることを目的として平成24年6月に設置しました。全体会と分野ごとの専門部会から構成されています。

【構成図】

全体会議

臨海部/帰宅困難者対策部会

【テーマ】：臨海部を含めた帰宅困難者対策の検討
 【参加団体】：①鉄道、バス等交通関係 ②帰宅困難者一時滞在施設 ③警察、消防 ④臨海部企業…他
 【方針】：川崎臨海部の企業市民を含む帰宅困難者対策について検討します。
 「災害発生直後はむやみに移動を開始しない」という国の指針に基づき、「臨海部の企業市民が帰宅困難者となるのをいかに抑制するか」をテーマに協議を進めます。

自主防災/特別支援部会

【テーマ】：避難所の開設・運営及び災害時要援護者支援の検討
 【参加団体】：①自主防災組織 ②民生委員 ③学校関係者 ④社協 ⑤介護支援団体…他
 【方針】：災害発生時の要援護者の安否確認や避難支援、また避難所での対応等についての課題を検討します。
 また、避難所開設・運営訓練を推進し、実施経過を部会等に報告するとともに、あわせて課題を協議し、意見等をフィードバックすることで訓練の実効性をたかめていきます。

医療・救急部会

【テーマ】：災害時医療体制の再構築と区の役割
 【参加団体】：医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会…他
 【方針】：全市的な取組として検討が進められている災害時医療体制再構築の議論を踏まえながら、医療救護所の位置づけや拠点病院と一般病院の役割など、適時情報を共有し、課題解決に向けた検討を行っていきま

ライフライン部会

・市の連絡会議と連携し、必要に応じて開催を検討します

【平成25年度の開催経過】

【第1回部会】：平成25年7月29日
 1 地域情報化アドバイザー紹介
 2 部会の趣旨・目的
 3 部会のスケジュール
 4 川崎市の災害情報の収集・伝達等
 5 3.11時の状況と以降の取り組みについて
 6 地域情報化アドバイザーによるレクチャー

【第2回部会】：平成25年10月30日
 1 南海トラフ中間取りまとめについて
 2 アンケートの結果報告について
 3 港湾の防災・減災について

【第3回部会】：平成26年1月31日
 1 平成25年度取りまとめ(案)について
 2 アドバイザーの取りまとめ
 3 平成26年度の活動について

【第1回部会】：平成25年8月7日
 1 平成24年度までに整理された課題と今年度の取組
 2 地域での災害時要援護者の支援体制づくりについて

【第2回部会】：平成25年11月18日
 1 地域での災害時要援護者の支援体制づくりについて(前回の続き)
 2 避難所開設・運営訓練について

【災害時要援護者避難支援制度説明会】
 :平成25年12月9日

【第3回部会】：平成26年2月20日
 1 平成25年度の活動まとめ
 (1)要援護者支援関係
 (2)避難所開設・運営訓練関係

【第1回部会】：平成25年8月6日
 1 川崎市の災害時医療体制の考え方、取組状況について
 2 市立川崎病院の災害医療体制について

【第2回部会】：平成25年10月12日
 川崎市立川崎病院災害医療対応訓練

【第3回部会】：平成25年11月21日
 1 川崎市の防災行政無線について
 2 大規模災害発生時の医療関係情報収集・伝達フロー図(たたき台)について
 3 川崎病院災害医療対応訓練の報告について

【第4回部会】：平成26年2月20日
 1 平成25年度の振り返りと来年度に向けての課題(展望)

【平成26年度以降の展望】

◎臨海部の企業を中心とした作業部会の編成による実践的な活動の提案。
 ・どのような情報が、誰にいつ必要か。
 ・情報提供のあり方

◎行政と臨海部企業を含めた関係機関との連携手段の確立、及びネットワーク構築のための具体的方法の模索。
 ・より具体的な情報の送受信方法等を

◎地域のよりコアなメンバーで支援体制や方法について率直な意見交換を行い、発災時の協力体制のあり方を検討します。

◎避難所毎に避難所運営マニュアルや開設訓練マニュアル等の更新、活用するとともに、適宜部会にも情報提供を行いながら、避難所体制の強化を図ります。

◎市の医療救護体制の再構築を注視し、区の役割について検討します。

◎川崎病院の災害医療対応訓練への区職員の参加を促し、意識向上と連携強化を図ります。

◎区内病院と連携強化に向けた取組を進めます。

川崎区危機管理地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 川崎区地域防災計画に基づき、関係団体と区役所が川崎区における防災に関する協議、検討を行うとともに、情報共有を図るため、川崎区危機管理地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 川崎区地域防災計画に関すること。
- (2) 地域防災力向上に向けた取組及び連携に関すること。
- (3) 地域防災力向上に向けた情報共有
- (4) その他必要な事項

(構成等)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体等から推薦された委員をもって構成する。

- 2 協議会の座長は川崎区長をもって充てる。
- 3 座長に事故あるとき、または欠けたときは、座長が指名する者を選任する。
- 4 座長は、必要と認める場合は、協議会に関係者、関係職員を出席させることができる。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて座長が招集する。

(部会)

第5条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、川崎区役所危機管理担当に置く。

- 2 事務局長は、危機管理主管をもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項については、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

	構 成 団 体		構 成 団 体
1	東日本旅客鉄道(株)川崎駅	37	社会福祉法人 青丘社
2	京浜急行電鉄(株)京急川崎駅	38	川崎市介護支援専門連絡会
3	川崎鶴見臨港バス(株)	39	公益財団法人 川崎市国際交流協会
4	(社) 神奈川県タクシー協会川崎支部	40	公益財団法人 かわさき市民活動センター
5	川崎アゼリア(株)	41	読売センター
6	(株)アトレ川崎店	42	川崎東京会
7	川崎日航ホテル	43	(社) 神奈川県トラック協会川崎地区支部
8	(株)川崎グランドボウル	44	東京電力(株)川崎支社
9	(株)チッタエンタテイメント	45	東京ガス(株)川崎支店
10	ラウンドワンスタジアム川崎大師店	46	(株)NTT東日本神奈川川崎支店
11	コストコ川崎店	47	(社) 川崎建設業協会
12	川崎中央商店街連合会	48	神奈川建設重機協同組合
13	川崎駅前商店街連合会	49	(社) 川崎建設業協会
14	郵便事業(株)川崎支店	50	神奈川建設重機協同組合
15	郵便事業(株)川崎港支店	51	(社) 神奈川県LPガス協会川崎南支部
16	企業交流推進委員会 (川崎商工会議所)	52	国土交通省 横浜国道事務所
17	企業交流推進委員会 (川崎信用金庫)	53	国土交通省 京浜河川事務所
18	川崎区連合町内会	54	浮島共同防災協議会 (東燃ゼネラル石油(株))
19	川崎区自主防災組織連絡協議会	55	千鳥地区防災協議会 (JX 日鉱日石エネルギー(株))
20	川崎区区民会議	56	扇町地区共同防災協議会 (昭和電工(株))
21	川崎区民生委員児童委員協議会	57	扇島共同防災協議会 (JFE スチール(株))
22	川崎区PTA協議会	58	水江地区共同防災協議会 (出光ルプテクノ(株))
23	神奈川県立川崎高等学校	59	大川町 (三菱化工機(株))
24	神奈川県立大師高等学校	60	川崎警察署
25	川崎市立川崎高等学校	61	川崎臨港警察署
26	川崎市立小学校長会川崎支部	62	総務局
27	川崎市立中学校長会川崎地区会	63	市民・子ども局
28	(社) 川崎区医師会	62	市民・子ども局子ども本部
29	(社) 川崎区歯科医師会	63	健康福祉局
30	(社) 川崎区薬剤師会	64	まちづくり局
31	(社) 川崎市看護協会	65	港湾局
32	(社) 川崎市病院協会	66	上下水道局
33	川崎区赤十字奉仕団	67	交通局
34	川崎市臨港消防団	68	病院局
35	川崎市川崎消防団	69	消防局 (臨港・川崎消防署)
36	社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会	70	川崎区役所

かわさきし はっこう ぼうさいかんれんばんふれっと さっし しりょうなど じょうきょう
川崎市が発行している防災関連パンフレット、冊子、資料等の状況

じょうほうばいたいめい 情報媒体名	がいよう 概要	はっこうけいしきなど 発行形式等
□備える。かわさき	ぼうさい ふだん ・防災について普段から こころ しょうかい 心がけておくことを紹介	さっし し ぼうさい ぼうさいけいはつ 冊子、市HP -防災-防災啓発 こころほうし そな 広報紙「備える。かわさき」 6 かこくごたいおう (6か国語対応)
□『備える。かわさき』 ポータブル版	そな ・『備える。かわさき』の ポータブル版。緊急連絡先 カード。無事かえるワーク シート	さっし し 冊子、市HP
□災害時要援護者のた めの防災行動 ガイド～災害から身 を守るために～	こうれいしゃ しょうがいしゃ にゅうようじなど ・高齢者、障害者、乳幼児等 を災害時に守るためにどの ように行動したらよいか等 を話し合っ、災害に対す る準備をするための冊子。 災害時緊急連絡カード。	さっし し ぼうさい さいがいじ 冊子、市HP -防災-災害時 ようえんごしや ぼうさいこうどう 要援護者のための防災行動 ガイド～
□「災害時要援護者 避難支援制度」の 紹介	さいがいじ ぼうさい さいがいじ ・「災害時要援護者避難支援 制度」の紹介と申し込み 方法の説明	ちらし し ぼうさい さいがいじ チラシ、市HP -防災-「災害時 ようえんごしやひなんしえんせいど 要援護者避難支援制度」の登録 申し込みについて
□災害時緊急連絡 カード	さいがいじ きんきゅうれんらく ・災害時緊急連絡カードの 様式を配布	し ぼうさい さいがいじ きんきゅうれんらく 市HP -防災-「災害時緊急連絡 カード」のご案内
□メールニュースかわ さき「防災・気象 情報」	じしんじょうほう きしょうけいほう ・地震情報・気象警報・ 注意報、天気予報、光化学 スモッグ情報等メールで 配信	めーる もうこ メール 申し込みは mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp に空メール
□消火栓、応急給水 拠点地図情報	かわさきし ないぜんいき しょうかせん ぼうか ・川崎市全域の消火栓、防火 水槽、応急給水拠点、AED 設置場所等の位置情報	し がいど まっぷ 市HP「ガイドマップかわさき」に 示されている。
□川崎市防災マップ 川崎区	くない こういきひなんじよ きんきゅう ・区内の広域避難所、緊急 告示医療機関、応急給水 拠点の位置など	まっぷ し マップ、市HP ※裏面は「川崎市津波ハザードマ ップ」

じょうほうばいたいめい 情報媒体名	がいよう 概要	はっこうけいしきなど 発行形式等
□川崎区外国人 市民向け防災マップ	かわさきく す がいこくじんしみるむ ・川崎区に住む外国人市民向 けに災害対策に関する知識 をまとめた防災マップ。緊 急連絡カード	さっし し 冊子、市HP ※6か国語対応
□川崎区子育てガイド 「さんぼみち」	さいがいじ あか ・災害時の赤ちゃんの非常 持ち出し品等について	さっし かわさきしぼうさいまっぷ かわさきく 冊子 (川崎市防災マップ川崎区も 掲載されている) ※6か国語対応
□応急給水拠点 マップ<川崎区>	くない かしょ ちよすいそう ・区内32か所の貯水槽・ 貯留管を利用した応急 給水拠点地図	まっぷ し マップ、市HP
□多摩川洪水避難地図 (多摩川洪水 ハザードマップ)	たまがわ つるみかわ ほんらん けいさい ・多摩川、鶴見川の氾濫を掲載	まっぷ し マップ、市HP
□ぼうさい出前講座	ぼうさい いっばんでき ちしき ・防災の一般的な知識につい ての説明	こうざけいしき 講座形式 申し込みは、おおむね町内会・ 自治会以上の単位。 ・申し込み先は、危機管理室。
□津波ハザードマップ (25年3月発行)	つなみ しんすいしん つなみひなん ・津波の浸水深や津波避難 施設等の情報を掲載	まっぷ し マップ、市HP
□川崎区マップ	でんにゅうしゃ かんこうきゃくむ くない ・転入者や観光客向けに区内 の生活、観光、避難所、応急 給水拠点情報を掲載	まっぷ マップ
□川崎区地域防災計画 (平成25年度改定版)	く ぼうさいじょう しょかつどう じっし ・区の防災上の諸活動を実施 する際の基本的・総合的な 活動指針	さっし く 冊子、区HP

川崎区民会議 第2回 専門部会 式次第

平成26年7月23日

部会名「地域を育む まちづくり部会」

審議テーマ

18:40 1 災害対策 (趣旨:災害に備えた安心まちづくり)
(50分)

調査結果:直下型地震の想定調査(川崎区)

- ① 災害マップの作成
 - ・ 既存用水井戸の所在地 飲めるための検査機・浄水器の設置
 - ・ 消化器の所在地
 - ・ AEDの所在地
 - ・ 町会別避難所
 - ・ 公衆電話(災害に強い)所在地
 - 資料 種類は多く、簡単明瞭にする
減災マニュアルの作成「防災対策ガイドブック」
- ② 災害時の体制づくり
 - 災害本部の機能の組織化
 - 町会との連携
 - 連絡体制の明確化
- ③ 避難体制の明確化
 - 避難所管理手法の明確化
 - 仮設住宅の建設ルール作成(直下型地震に備えて)
- ④ 河川氾濫対策
 - 河川氾濫時のマンホールジャンプ対策
- ⑤ 羽田の拡張・増便に対する防音対策指針の設置

19:30 2 子供の健全育成 (趣旨:公園・学校を利用した子供の健全な育成・世代間交流の促進)
(50分)

調査結果:区内主要公園の概要

- ① 公園環境の整備
 - 富士見公園 夢パークの設置(市条例の確認)
 - ビオトープの設置(昆虫採集できるように)
 - 利用看板の設置(利用規制緩和)
 - 時計台の設置(帰宅時間の管理)
- ② 学校・教室の活用(世代間交流の促進)
 - 学習を通じて世代間交流を
 - 子供を預かる世代間交流で(わくわく塾の応用)
 - 富士見中学に自前の校庭を
 - 学校校庭を開放・コミュニケーションの場に
 - 子供支援ボランティアの設置
- ③ 自転車運転マナーの改善・指導
 - スマホ利用で事故多発
- ④ 向こう三軒両隣の復活
- ⑤ 通学路のグリーンベルト化

3 その他

以上

○川崎市子ども夢パーク条例

平成15年 3月18日 条例第11号

改正

平成17年 7月 1日 条例第64号

平成21年11月 9日 条例第43号

川崎市子ども夢パーク条例

(目的及び設置)

第1条 子どもが遊び、及び夢を育(はぐく)む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもに応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与するため、川崎市子ども夢パーク(以下「夢パーク」という。)を設置する。

(位置)

第2条 夢パークの位置は、川崎市高津区下作延5丁目30番1号とする。

(事業)

第3条 夢パークは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子ども(川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号。以下「子どもの権利条例」という。)第2条第1号に規定する子どもをいう。以下同じ。)が遊び、及び夢を育(はぐく)む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所(子どもの権利条例第27条第1項に規定する居場所をいう。)となるための施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。
- (2) 子どもの遊びについての必要な助言その他の支援に関すること。
- (3) 子どもを対象とした文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の各種講座の開催に関すること。
- (4) 子どもの活動を支援するためのボランティアの養成に関すること。
- (5) 子どもの活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 学校その他の教育機関、青少年教育団体等と連携し、及び協力すること。
- (7) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(運営)

第4条 前条各号に掲げる事業の運営に当たっては、子どもの意見を尊重するとともに、その参画を図るよう努めなければならない。

(指定管理者)

第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に夢パークの管理を行わせる。

- (1) 夢パークの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、夢パークの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った夢パークの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、夢パークの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、施設の利用許可に関する業務その他の夢パークの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第8条 夢パークの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前9時から午後9時まで
休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用できる者)

第9条 夢パークを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子ども
- (2) その他指定管理者が、あらかじめ委員会が定める基準に従い、適当と認めたもの

(利用許可)

第10条 発表会、研修会、講演会等のために夢パークの施設（委員会が別に定める施設に限る。）

の全部又は一部を独占して利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合においては、個人の利用に支障のないよう配慮しなければならない。

(使用料)

第11条 夢パークの施設等の使用料は、無料とする。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設の利用を不相当であると認めるときは、第10条第1項の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、第10条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用の目的に反したとき。

(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(施設の変更禁止)

第14条 利用者は、施設を利用する場合においては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第15条 利用者は、施設の利用を終了し、又は第10条第1項の許可を取り消され、若しくは施設の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(損害の賠償)

第16条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成15年6月20日規則第75号で平成15年7月23日から施行）

附 則（平成17年7月1日条例第64号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に4条を加える改正規定（第5条第2項及び第3項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

附 則（平成21年11月9日条例第43号）

この条例は、平成21年11月24日から施行する。

川崎市地震被害想定調査(川崎区)

平成24年3月版

想定条件 30年以内に発生確率70%
 時期:冬・平日・18時・風速北6m/秒
 H24年川崎市地区直下地震マグニチュード 7.3 (川崎区震度6弱)

種別	被害項目	被害単位	川崎区	割合	全市	備考
斜面・河川	急傾斜地崩壊	危険性が高い急傾斜堆 (箇所)		0.0%	314	
	河川堤防被害	被害率(%) (多摩川・鶴見川)		0.0%	13	課題1
建物	揺れによる建物 被害#	全壊数(棟)	6,281	29.1%	21,566	課題2
		半壊数(棟)	4,547	9.5%	48,089	
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)	262	52.7%	497	
		半壊数(棟)	491	45.1%	1,088	
	斜面崩壊による 建物被害	全壊数(棟)	0	0.0%	266	
		半壊数(棟)	0	0.0%	621	
	津波による建物 被害	全壊数(棟)	0			
半壊数(棟)		0				
	被害合計	全壊数(棟) 半壊数(棟)	6,543 10,964	29.3% 22.0%	22,329 49,798	
地震被害	出火	出火件数(件) (冬18時)	36	14.8%	243	課題3
	延焼	焼失棟数(棟) (冬18時)	3,987	24.3%	16,395	
人的被害	死者	死者数(人) (冬18時)	227	27.7%	819	課題4
	入院者	入院者(人)	139	26.9%	517	
	負傷者	重傷・軽傷	3,980	25.2%	15,822	
	り災世帯	全壊世帯(世帯) 半壊世帯(世帯) 焼失世帯(世帯)	14,622 24,501 9,762	25.4% 19.3% 21.8%	57,456 126,733 44,868	
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1~3日後)	64,996	18.5%	351,337	
	下水道	機能支障世帯数(世帯) (直後)	86,845	31.5%	276,022	
	通信	不通台数(台)			129,450	
	電力	停電件数(件)	66,682	16.7%	399,050	
	ガス(都市ガス)	供給停止件数(件)			267,972	546,882
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)				9
	鉄道	不通過線(路線数) (1日後)				
	港湾	被害バース(バース数)	17~27	100.0%	17~27	課題5
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	67,689	18.7%	361,077	課題6
		避難者数(人) (28日後)	36,127	22.2%	162,472	
	医療機能	来院者数(人) (1~3日間・冬18時)		0.0%	16,380	
	災害用トイレ	必要個数(個) (1~3日後)	1,128	18.7%	6,018	
	災害廃棄物	がれき発生量(千トン)	1,125	39.0%	2,881	課題7
	自力脱出困難者	(人)(冬18時)	117	29.5%	396	
	エレベータ停止	停止台数(基) (冬18時)	2,065	28.1%	7,352	
	帰宅困難者	主要駅前滞留者(人) (川崎駅)	19,128	55.3%	34,616	課題8
経済被害	直接経済被害額(億円) (冬18時)	13,609	33.7%	40,336		
総世帯数			111,875	17%	669,318	
人口		5時	220,872	16%	1,422,639	
		12時	275,020	23%	1,211,685	
		18時	281,402	20%	1,411,459	
全建物数			45,694	18%	249,368	
内訳		木造	26,167	15%	170,471	
		RC造	4,520	18%	24,745	
		S造	15,007	28%	54,152	



地図データ ©2014 Google, ZENRIN 200 m

用水井戸

<https://www.google.co.jp/maps/@35.5263974,139.7180545,15z>

2014/07/16



○甚大な被害をもたらした羽越水害

昭和42年8月に起きた未曾有の大洪水「羽越水害」は、多くの命と財産を一瞬のうちに奪い去りました。今年「羽越水害」から40年という節目を迎えますが、当時の体験を語り継ぐ方も減り始め、人々の記憶から消え去ろうとしています。

○近年の自然災害

突発的な集中豪雨や爆弾低気圧、台風などの自然災害は、ニュースとなって私たちの耳に入ってきます。しかし、情報の伝達が昔に比べると遙かに進歩しているにもかかわらず、大切な命が奪われる惨事があることも事実です。

中にはきちんとした防災知識があれば助かった命もあります。自然災害から身を守るためには、情報収集やいざという時の行動が重要となります。

○地域の特長を把握

いざという時、知識と経験がない人は的確な行動をとることができません。自分の命を守るためには、住んでいる地域がどのような特長を持っているのか、避難において留意する点はどこなのかを確認しておく必要があります。

また、知識を自分のものにするため、体験(訓練)を通し、災害に対して備えなければなりません。

○危機意識の向上

緊急時においては、自助・共助の体制が被害の拡大を防ぎます。地域のコミュニケーションが稀薄になりつつある今日、地域での防災意識、家庭での防災意識の向上が強く求められます。

自分たちで出来る防災訓練や避難訓練を行いましょう。

もしも…に備えて、家族防災会議を！



災害は、いつどこで起こるかわかりません。

万一災害が起こった場合は、「状況にあった正しい行動」が自分の命を守ります。そのためにも災害時には何に注意をして、どこに避難するかなどを事前に家族内で確認しあい、普段から防災意識を高めておくことが重要です。また、普段からHPや本などで災害に備えた知識を得ることも大切です。家族全員で避難経路や非常持ち出し品などについて話し合い、安全な行動をとりましよう。

そして、実際に避難場所まで歩いてまわるなど、家族防災訓練をしておくことが大切です。より安全に自分の命を守るためにも、家族防災会議を開きましよう。

家族防災会議の話し合う内容

- 避難場所と避難経路について
- 避難経路の危険箇所について
- 非常持ち出し品の内容と備蓄について
- 非常持ち出し袋の保管場所について
- 雨の降り方による危険度について
(過去の水害や地域の特徴について家族で勉強会を！)

※上記以外にも、家族で確認する事項があれば、話し合いましよう。

「わたしの防災手帳」を活用しよう！



「わたしの防災手帳」づくりは、自主防災の第一歩

「わたしの防災手帳」は、通常の災害マニュアル本やハンドブックとは異なり、あなたやあなたのご家族みんなで作る「防災手帳」です。

あなたの住む地域やご家族の特徴に合わせて、家族全員で話し合い作り上げましょう。
また、「わたしの防災手帳」は、常に携帯できるカードサイズになっていますので、いざという時にすぐに活用できるように、お財布などに入れておきましょう。

※携帯電話のメモ機能でも「わたしの防災手帳」と同様の記録ができるかもしれませんが、しかし、水害などで携帯電話が水没し使用できなくなった時のことを想定すると、手書きの防災手帳なら万一の時でも活用できます。

「わたしの防災手帳」記入例

「防災手帳」は、災害時に自分が迅速に行動するための情報のほか、避難後に役立つ情報を記入します。

自分の情報を記入
※自分がケガをした時のために血液型や、持病がある場合は、必ず記入。

家族の情報を記入。
または、会社・学校名とその連絡先を記入。

緊急時に伝言を頼みたいという親戚・知人の連絡先。
または、安否を確かめたい人の連絡先などを記入。

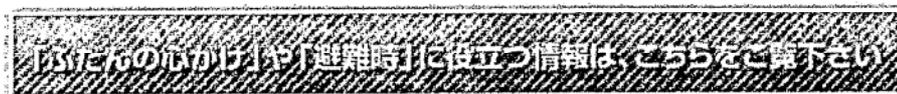
避難時に持出す物のリストアップを記入。

避難場所の連絡先を記入。

地図は、できるだけ簡潔に、必要最小限の距離を記入。避難経路の他にも必要な情報を記入すると便利。

※「わたしの防災手帳」には、個人情報も記録されますので、被災時に必要な最小限の情報のみ記入しましょう。（電話番号などはメモしない）

[全てのページをPDFで表示]



お問い合わせ

「わたしの防災手帳」をご希望の方は、下記の問い合わせ先まで、ご連絡ください。

村山・置賜地区災害情報普及協議会 事務局
 問合せ先：(国土交通省 山形河川国道事務所 調査第一課 水防企画係)
 電話023-688-8421(代)
 [羽越水害40年行事ホーム]